

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 平成 31 年 1 月 8 日午後 1 時 30 分

2、開会の場所 役場庁舎 6 階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1 番 竹内 清	2 番 井澤 茂治
3 番 宇井 忠朗	4 番 山本 功
5 番 中井 利治	6 番 森島 隆詞
7 番 森本 豊	8 番 上西 敏夫
9 番 浅田 清隆	10 番 松尾 純一
11 番 井上 和也	12 番 草嶋 邦子
13 番 岩井 三郎	14 番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 重成	米澤 貞幸
杉島 勝久	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局	山口 治
	川畑由香里
	西置 雄一

7、議案

第 1 号議案	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る許可について
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る許可について
第 2 号議案	平成 30 年度農用地利用集積計画（第 9 次）の決定について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 5 条の規定による届出の受理について

8、署名委員

11 番 井上 和也

12 番 草嶋 邦子

9、閉会の日時

平成 31 年 1 月 8 日午後 2 時 45 分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成31年第1回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。また、農地利用最適化推進委員は5名の方に出席をいただいております。

それでは、改めまして皆様明けましておめでとうございます。

平成31年の新春をすがすがしくお迎えになられたこととお慶び申し上げます。また本年もどうぞひとつよろしく願いいたします。

本日の署名委員は、11番井上委員、12番草嶋委員のお二人をお願いいたします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請に係る許可についてを議題とします。

それでは事務局、提案議案の説明をお願いします。

事務局 説明。

場所については次のページをごらんください。

山手幹線沿い、ひろびろ苺ファームの南側に位置するところでございます。

本件は昨年度同時期に一時転用申請が提出されたもので、再度の転用申請となっております。状況及び申請内容については、昨年度と同じ内容となっております。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当である、目的実現が確実である、近接する農地がなく、周辺農地への営農への支障がない、以上のことから農地法第4条第2項の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えます。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

当該地については、事務局から説明があったとおり、昨年同時期に一時転用申請があった案件であり、申請内容が昨年と同様になっているため、現地確認については省略をしております。

それでは、本件に関する審議をお願いします。何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。1 番目の議案は許可することに決定いたします。

議 長 第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請に係る許可についてを議題とします。

それでは事務局、提案議案の説明をお願いします。

事務局 説明。

場所については次のページをごらんください。

国道 163 号線沿い、清水工務店の西側に位置するところでございます。

本件の立地基準につきましては、農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては、転用目的が妥当である、目的実現が確実である、近接農地への営農への支障がない、以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えます。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

当該地については、現地担当委員の中井委員と草嶋委員に現地確認を行っていただいております。代表して中井委員、補足説明をお願いします。

中 井 5 番、中井です。

ただいま事務局より提案されました本件につきまして、昨年 12 月 21 日に草嶋委員さん、そして事務局の川畑さんと現地を確認させていただきました。

現地は国道 163 号線沿いの農地で、現在も保全管理の状態でございます。

当該物件につきましては、163 号線の農地で保全管理がされている状態でございます。本件は 163 号線の改良工事の土地収用の代替地として転用申請のあった農

地でございます。農地は計画のされております国道と同様の高さまで盛土を行いまして、汚水は公共下水道に接続されます。雨水は自然浸透と国道に接しない3方に平地を設けまして、南側に流れる山田川に排水する予定と聞いております。

以上のことから、周辺農地の営農には支障がないものと判断しました。現地担当委員としては問題がないものと考えております。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 はい、どうも中井委員さん、ご苦労さまでございました。
それでは、本件に関する審議をお願いします。

浅 田 9番、浅田です。
ちょっとお聞きしたいのは、下水はもう完備できているの。まだと違うのかな。その辺の経過は。

中 井 現在、すでに柘榴地区内に公共下水道の整備が完了しており、当該農地が接する国道までも整備済みであるため、接続するのみとなっています。

浅 田 はい、分かりました。

議 長 それでは、ほかに何かご異議等ないですか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。第2号議案は許可することに決定いたします。

議 長 第3号議案、平成30年度農用地利用集積計画(第9次)の決定についてを議題とします。

それでは事務局、1番から8番目の議案の説明を願います。

事務局 説明

6ページをごらんください。1番。

説明。

場所については次のページをごらんください。

近鉄京都車庫の南東に位置するところがございます。

6ページにお戻りください。2番。

説明。

場所については13ページをごらんください。

精華高架橋の北東に3筆、南東に2筆ございます。

7ページをごらんください。3番。

説明。

場所については、菱田六ノ坪16については12ページをごらんください。

近鉄京都車庫の南東に位置するところがございます。

次に、菱田片原2-1、新田22については14ページをごらんください。

菱田圃場整備地区内及び周辺に位置するところがございます。

次に、菱田九ノ坪20-1、十ノ坪24及び44については15ページをごらんください。

菱田地区の北に位置するところに1筆、菱田集会所東側に1筆、共同住宅、パラシオ竹内の東側に位置するところに1筆でございます。

7ページにお戻りください。4番。

説明。

場所については次のページをごらんください。

奈良精華線から163号線を西に進んだ山田川南側に位置するところに2筆ございます。

8ページにお戻りください。次に5番です。

説明。

場所については次のページをごらんください。

精北小学校の東に位置するところで2筆ございます。

8ページにお戻りください。6番。

説明。

場所については次のページをごらんください。

中久保田集会所の西に位置するところがございます。

8ページにお戻りください。7番。

説明。

場所については14ページをごらんください。戻りまして14ページです。

菱田圃場整備地区内に位置するところがございます。

9ページにお開きください。8番。
場所については14ページをごらんください。
7番と同様、菱田圃場整備地区内に位置するところでございます。以上です。

議 長 はい、どうもありがとうございました。
それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。

中 井 5番、中井です。
ちょっと参考のためにお聞きしたいのですけどね。この7ページの番号3、菱田の物件ですけど、面積がみんな何ぼの内何ぼと書いていますね。これはどういう形で面積が出ているのか。

事務局 農地のうち貸し出される部分が例えば農小屋を省いた部分であるとか、道を省いた部分だけをお貸しになるということになっていきますので、面積を細かく計算されまして出された分を貸し出されるということになっております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手を願います。
(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。1番から8番の計画案は決定いたしました。
(議長、副会長に交代)

議 長 それでは、次の議案から議長案件でございますので、ここで岩井が議長をさせ(副会長)ていただきます。
次に9番と10番ですが、もう出て行かれましたけれども、農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)により、太田会長は審議を行う間、退席いただきますようお願い申し上げます。

(太田会長退席)

議 長 それでは事務局、9番及び10番の議案の説明をお願いいたします。
(副会長)

事務局 9ページをごらんください。9番。
説明。
場所については次のページをごらんください。
精北小学校の南西に位置するところで2筆ございます。
9ページにお戻りください。10番。
説明。
場所については25ページをごらんください。
JR下粕駅の南東学研都市線線路沿いに位置するところでございます。
以上です。

議 長 それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何かございますでし
(副会長) ょうか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきます。よろし
(副会長) いでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。
(副会長)

(賛成者全員)

議 長 全員賛成でございます。ありがとうございました。よって、本計画案は決定い
(副会長) たしました。

太田会長が席に戻られるまでしばらくお待ちください。

(太田会長着席)

(議長会長に交代)

議 長 はい、ありがとうございました。それでは事務局、11番と12番の議案の説明を
願います。

事務局 10ページをごらんください。11番。
説明。
場所については次のページをごらんください。

近鉄京都車庫の東に位置するところで3筆ございます。

10ページにお戻りください。12番。

説明。

場所について、菱田六ノ坪28-1につきましては12ページをごらんください。

近鉄京都車庫の南東に位置するところがございます。菱田新田14につきましては、14ページをごらんください。菱田圃場整備地区内に位置するところがございます。以上です。

議 長 はい、どうもありがとうございました。

本件の議案について審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件について採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、本計画案は決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを報告します。事務局、説明をお願いします。

事務局 29ページでございます。

説明。

場所については次のページをごらんください。

ガーデンひろの西に位置するところがございます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。

ただいま報告について何か質問等ございませんか。

(な し)

議 長 なければ、報告第1号を終わります。

議 長 報告第2号、農地法第5条の規定による届出の受理について（専決処理について）を報告します。

事務局、説明をお願いします。

事務局 31 ページです。

説明。

場所については次のページをごらんください。

木津兜台団地の北側に位置するところがございます。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

専決処理しました件ですが、この際、何か質問等ございませんか。

(な し)

議 長 なければ、報告第2号を終わります。

議 長 議案書につきましては以上でございます。

<その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。次回の総会は、2月5日火曜日に開催したいと思っておりますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、次回の総会を2月5日火曜日と決定いたします。後日、文書で通知いたします。

議 長 これをもって、本日の予定しておりました議事は全て終了いたしました。委員の皆さん、長時間にわたり、慎重審議大変ご苦労さまでございました。これをもって、総会を閉会させていただきます。委員の皆さん、議事進行にご協力賜り大変ありがとうございました。

時に午後2時45分